

開発行為等により設置される公共施設等の管理・帰属に関する取り扱い方針

平成23年3月15日運用開始

平成29年4月1日改正

令和7年11月26日一部修正

唐津市都市整備部都市計画課

目 次

1. 概要	1
2. 取り扱い方針一覧表	2
3. 取り扱い基準	3
①道路	4
・開発行為により設置された公共物の管理・帰属に関する取扱い方針	
・唐津市道路採納要綱、唐津市道路採納要綱細則、唐津市道路採納要綱細則参考図	
②調整池	
・開発行為により設置された公共物の管理・帰属に関する取扱い方針（p4：道路と併記）	
・唐津市寄附受入事務取扱要綱 ※巻末に記載	
③公園	2 1
・唐津市開発公園の寄附受納に関する基準	
・唐津市寄附受入事務取扱要綱 ※	
④下水道施設	2 3
・開発行為に係る公共下水道事業受益者負担金及び農漁業集落排水処理施設分担金に関する負担金等減免審査基準	
・唐津市公共下水道等処理区域外の公共下水道等利用に係る取扱要領 （公共下水道事業認可区域外の公共下水道利用の流れ）	
・唐津市寄附受入事務取扱要綱 ※	
⑤水道施設・消火栓	3 1
・唐津市宅地開発等における水道管布設等取扱い基準	
・唐津市開発行為により設置された給水装置等の受納基準	
・唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程	
・市が費用負担する給水装置の修繕に関する要綱	
⑥防火水槽	4 1
・開発行為等により管理・帰属を受ける防火水槽の設置基準	
・唐津市寄附受入事務取扱要綱 ※	
4. 管理帰属時に必要な各種様式	4 5
①道路：事前協議書、採納申請書、用地の寄附確約書	4 6
②調整池：寄附物件寄附申出書、入居者説明確約書	5 0
③公園：寄附物件寄附申出書、確約書	5 2
④下水道施設：寄附物件寄附申出書、寄付採納願、維持管理承諾書	5 4
⑤水道施設・消火栓：寄附採納願	5 7
⑥防火水槽：寄附物件寄附申出書	5 8
5. 参考資料	5 9
・開発許可の手続きフロー	
・都市計画法関連条文：第 3 2 条（同意）、第 3 9 条（管理）、第 4 0 条（帰属）	
・※唐津市寄附受入事務取扱要綱	

1. 概要

○開発行為の定義（法第4条第12項） ＊法：都市計画法

開発行為とは「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質を変更」をいい、具体的には次の場合に開発行為に該当します。

1. 道路・公園等の公共施設の新設、付替又は廃止等による区画の変更
2. 切土・盛土等による土地の形質の変更
3. 農地、山林等宅地以外の土地を宅地とする土地の性質の変更

○許可を要する開発行為（法第29条）

都市計画区域内外にかかわらず、一定規模以上の開発行為などを行う場合は、あらかじめ、知事の許可が必要です。

区分	許可が必要な面積
都市計画区域（非線引き）	3,000 m ² 以上
都市計画区域外	10,000 m ² （1ha）以上

＊申請については、唐津市を經由し、佐賀県へ提出することとなります。

○公共施設の管理者等との同意、協議（法第32条）

開発許可を申請する場合は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意及び協議が必要です。

また、開発行為により新たに設置される公共施設を管理することとなる者との協議が必要です。

このたび、これらの公共施設等について、法第39条、第40条の趣旨に基づき、管理及び帰属に関する取り扱い方針を定めましたので、今後、この方針に基づき手続を行ってください。

◆管理・帰属に関する取り扱い方針の留意点

- 1) 対象施設 ①道路、②調整池、③公園、④下水道施設、⑤水道施設・消火栓
⑥防火水槽、⑦ごみ集積所
- 2) 検 査 県の完了検査前に実施 ＊都市計画課にて日程調整
- 3) 適用対象
①開発行為等により設置される公共施設等
②租税特別措置法に基づく優良宅地認定により設置される公共施設等
③運用日以前に設置された①、②の公共施設等
- 4) 運 用 日 平成23年3月15日
平成29年4月 1日一部改正

2. 開発行為等により設置される公共施設等の管理・帰属に関する取り扱い方針一覧表

公共施設等の種類		道路	調整池	公園	下水道施設 (公共下水道に固着する取出管、取付管及び汚水枳)	水道施設 (配水管)	消防水利		ごみ集積所
							消火栓	防火水槽	
所管課	3 2条協議先 (同意協議)	道路河川管理課	道路河川管理課	都市計画課 (公園管理係)	上下水道局管理課 (企画経営係)	上下水道局管理課 (企画経営係)	警防課(警防係)	警防課(警防係)	環境課
	管理帰属協議先	〃	〃	〃	上下水道局管路整備課 (下水道係)	上下水道局管路整備課 (上水道係)	上下水道局管路整備課 (上水道係)	地域消防課	〃
1 帰属 (法第40条)		(土地、施設) ・ 県の完了公告後、市に帰属	(土地、施設) ・ 県の完了公告後、市に帰属	(土地、施設) ・ 県の完了公告後、市に帰属	(施設) ・ 県の完了公告後、市に帰属	(施設) ・ 道路の帰属完了後、市に帰属	・ 水道施設に同じ	(施設) 道路、公園の帰属後、市に帰属	・ 帰属は受けない
2 管理 (法第39条)		・ 市道認定後、市で管理	・ 地元管理	・ 帰属後、市で管理 ・ 日常管理については地元管理	・ 帰属完了後、市で管理 ※私道の場合も管理可	・ 道路の帰属完了後、市で管理	・ 水道施設に同じ	・ 道路、公園帰属完了後、市で管理	・ 開発行為者又は利用者
3 管理帰属の取り扱い 基準		・ 寄付行為	・ 寄付行為	・ 寄付行為	・ 寄付行為	・ 寄付行為	・ 寄付行為	・ 寄付行為	
		・ 開発行為により設置された公共物の管理・帰属に関する取扱い方針 ・ 唐津市道路採納要綱、細則、細則参考図	・ 開発行為により設置された公共物の管理・帰属に関する取扱い方針 ・ 唐津市寄附受入事務取扱要綱	・ 唐津市開発公園の寄附受納に関する基準 ・ 唐津市寄附受入事務取扱要綱	・ 開発行為に係る公共下水道事業受益者負担金及び農漁業集落排水処理施設分担金に関する負担金等減免審査基準 ・ 唐津市公共下水道処理区域外の公共下水道利用に係る取扱要綱 (公共下水道事業認可区域外の公共下水道利用の流れ) ・ 唐津市寄附受入事務取扱要綱	・ 唐津市宅地開発等における水道管布設等取扱い基準 ・ 唐津市開発行為により設置された給水装置等の受納基準 ・ 唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程 ・ 市が費用負担する給水装置の修繕に関する要綱	・ 水道施設と同じ	・ 開発行為等により管理・帰属を受ける防火水槽の設置基準 ・ 唐津市寄附受入事務取扱要綱	
4 管理帰属時に必要な書類等		・ 事前協議書 ・ 採納申請書	・ 寄附物件寄附申出書	・ 寄附物件寄附申出書	・ 寄附物件寄附申出書 ・ 下水道排水施設の寄附採納願	・ 寄附採納願	水道施設と同じ(但し、配置図は申請地の全体が網羅されているもので、かつ配管径が分かるもの。)	・ 寄附物件寄附申出書	
		・ 位置図、平面図、構造図、横断面図 ・ 公図(字図)の写し ・ 地籍測量図 ・ 境界確認書類 ・ 道路用地の寄附確約書 ・ 登記事項証明書	・ 位置図、平面図、構造図 ・ 公図(字図)の写し ・ 地籍測量図 ・ 境界確認書類 ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 入居者説明についての確約書	・ 位置図、平面図、構造図 ・ 地籍測量図 ・ 境界確認書類 ・ 現況写真 ・ 公図(字図)の写し ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 公園管理に係る確約書 ・ 公共施設の管理・帰属に関する協議書の写し	・ 位置図 ・ 平面図 ・ 配置図 ・ 構造図及び断面図 ・ 公図(字図)の写し ・ 登記事項証明書 ・ 寄附施設一覧表 ・ 工事費内訳書 ・ 下水道排水施設維持管理承諾書	・ 位置図 ・ 平面図 ・ 公図(字図)の写し ・ 配管図(事業費、布設年度が確認できる資料)	・ 位置図 ・ 平面図 ・ 構造図及び断面図 ・ 開発行為に係る全体配置図 ・ 配管図 (申請地全体、本管、配管径が全て網羅されているもの)	・ 位置図 ・ 平面図 ・ 構造図及び断面図 ・ 二次製品等耐震性貯水槽認定証の写し ・ 開発行為に係る全体配置図	
5 検査 (※都市計画課にて日程調整)		・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	・ 事前検査 (県の完了検査前)	
6 登記		・ 所有権移転登記のみ市が行う ※必要書類は申請者負担(印鑑証明、謄本等)	・ 所有権移転登記のみ市が行う ※必要書類は申請者負担(印鑑証明、謄本等)	・ 所有権移転登記のみ市が行う ※必要書類は申請者負担(印鑑証明、謄本等)	・ なし	・ なし	・ なし	・ なし (道路、公園の市への帰属を条件とする。)	
7 備考		* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用	* 優良宅地、運用前の開発行為等にも適用

3. 取り扱い基準

開発行為により設置された公共物の管理、帰属に関する取り扱い方針

1 市道認定基準に合致する道路

一般申請者との公平性を確保するため、唐津市道路採納要綱の改正により7割以上の建築条件を削除し、都市計画法第36条に規定する県の完了検査、完了公告後受納する。

2 袋小路道路（ $L < 35\text{m}$ で、 $4.0\text{m} \leq W < 6.0\text{m}$ ）

唐津市寄附受入事務取扱要綱に基づき受納し、市道認定は行わず法定外道路として取り扱い、管理については里道等と同様に地元管理とする。

3 調整池

都市計画法第36条に規定する県の完了検査、完了公告後に、唐津市寄附受入事務取扱要綱に基づき調整池を受納する。

なお、受納後の管理については、法定外公共物として取り扱い、清掃、草刈り等の管理については里道等と同様に地元管理とする。

また、調整池の受納については県の完了公告後となり、入居者がいない状況での受納となるため、採納申請時に開発業者に対し「調整池が地元管理（入居者）となることの説明については、重要事項説明時に入居者に対し開発業者側で行う。」旨の書類の提出を義務付ける。

○唐津市道路採納要綱

令和7年3月31日

告示第56号

唐津市道路採納要綱（平成17年告示第106号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、住環境の整備及び交通の利便に供するため、市が管理する道路として採納する場合の基準、手続等について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（採納基準）

第2条 道路の採納の基準は、現に不特定多数の者の一般通行の用に供されていることが明確な道路であって、かつ、全て市に無償で寄附されるもので、次に掲げる条件を具備したものとする。

- (1) 道路の有効幅員が4.0メートル以上であること。ただし、公益上重要で、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 道路の起終点が国県市町道に接続していること。ただし、やむを得ず袋路状道路（その一端のみが他の国県市町道に接続したものをいう。）とする場合は、別に定める唐津市道路採納要綱細則に定める基準（以下「細則基準」という。）に適合していなければならない。
- (3) 市道として認定及び供用開始している道路で、幅員狭小等により拡幅された土地であること。
- (4) 道路用地の境界は、コンクリート杭等の境界標で明示されていること。

（技術的基準）

第3条 市が採納する道路は、唐津市道路構造基準条例（平成24年条例第41号）及び次に掲げる技術的基準に適合する道路であること。この場合において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条に規定する土地区画整理事業に伴い築造する道路又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行われる開発行為に伴い築造する道路（以下これらを「開発道路等」という。）については、採納後少なくとも5年間は補修を必要としないものでなければならない。

(1) 舗装については、原則アスファルト舗装とし、次に掲げる条件を具備しなければならない。

ア 開発道路等の舗装については、CBR試験結果に基づき舗装構成を決定し、表層工は密粒度アスファルト5.0センチメートル以上、路盤工は粒度調整碎石10.0センチメートル以上、かつ、クラッシャーラン15.0センチメートル以上を標準とする。

イ ア以外の道路の舗装については、表層工は密粒度アスファルト5.0センチメートル以上、路盤工は粒度調整碎石15.0センチメートル以上を標準とする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(2) 道路側溝については、汎用性のある300型以上の機能を有し、車両対応型（車道用）に限るものとし、次に掲げる条件を具備しなければならない。

ア 開発道路等の場合

（ア）道路側溝を両側に設置すること。

（イ）細則基準に基づき計算された排水能力を有すること。

イ ア以外の道路の採納を行う場合は、既存の側溝が設置されたものを除き、細則基準に基づき排水能力を計算した道路側溝を設けること。ただし、特に市長が必要でないと認める場合は、この限りでない。

(3) 集水ますについては、合流点、屈曲点又は種類の異なる側溝との接続部に設けることとし、道路側溝の規格以上、かつ、泥だめ15.0センチメートル以上を標準とする。

(4) 防護柵等の交通安全施設については、車両対応型（車道用）とすること。

(5) 擁壁を設置する場合は、道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）及び土木工事設計要領（国土交通省九州地方整備局）に基づき適正な強度及び機能を有し、かつ、根入れ50.0センチメートル以上のものを標準とする。ただし、擁壁の構造は、建築ブロック又はこれに準ずる構造物以外のものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について設置が必要な施設については、当該施設の設置基準等に基づき適正な強度及び機能を有するものを選定し、市長と協議のうえ設置すること。

(事前協議)

第4条 道路の採納を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、採納を申請する道路について、あらかじめ事前協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長と協議しなければならない。ただし、市長が事前協議又は関係書類の全部若しくは一部の添付を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 現況図（縮尺1，000分の1以上）
- (5) 計画図（縮尺1，000分の1以上）
- (6) 計画横断面図（縮尺100分の1以上）
- (7) 計画縦断面図（縮尺1，000分の1以上）
- (8) 計画標準断面図（縮尺100分の1以上）
- (9) 計画配管図（縮尺1000分の1以上）
- (10) 配筋図（縮尺100分の1以上）
- (11) 構造図（縮尺100分の1以上）
- (12) 荷重計算書

(協議書の承諾)

第5条 市長は、前項の規定による協議が成立したときは事前協議成立通知書（第2号様式）により、協議が成立しなかったときは事前協議不成立通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(協議の変更)

第6条 申請者は、事前協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更協議書（第4号様式）に第4条各号に掲げる書類の全部又は一部を添えて市長に協議の変更を申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による協議の変更が成立したときは、変更協議成立通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(採納申請)

第7条 申請者は、事前協議が終了した道路（事前協議を要しないと認めた道路を含む。）の採納を申請するときは、採納申請書（第6号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、既に市道に認定されている道路の採納に関しては、関係書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図
 - (2) 竣工写真及び施工管理写真
 - (3) 実施工程表
 - (4) 現況図（縮尺1, 000分の1以上）
 - (5) 平面図（縮尺1, 000分の1以上）
 - (6) 横断面図（縮尺100分の1以上）
 - (7) 縦断面図（縮尺1, 000分の1以上）
 - (8) 標準断面図（縮尺100分の1以上）
 - (9) 配管図（縮尺1, 000分の1以上）
 - (10) 橋梁台帳（基本諸元及び写真）（橋長2.0メートル以上の橋梁に限る。）
 - (11) 配筋図（縮尺100分の1以上）
 - (12) 構造図（縮尺100分の1以上）
 - (13) 荷重計算書
 - (14) 公図（字図）の写し
 - (15) 地積測量図
 - (16) 境界確認書
 - (17) 道路用地の寄附確約書（第7号様式）
 - (18) 土地の登記事項証明書
- （審査及び調査）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、現地の調査をするものとする。

（採納の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の審査及び調査により第2条及び第3条の基準に適合すると認めるときは、採納を決定し、採納決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものと

する。

(所有権移転登記)

第10条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかに必要な手続を完了し、市が行う所有権移転登記に必要な書類を提出しなければならない。

(権利関係の整理)

第11条 申請者は、採納する道路用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、前条の書類の提出前にこれを解除するものとする。

2 申請者は、採納する道路用地について相続が発生している場合は、前条の書類の提出前に相続登記を完了するものとする。

(採納の取消し)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により採納の決定を受けた場合又は前条の規定による権利関係の整理がなされない場合は、採納決定取消通知書（第9号様式）により決定を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の唐津市道路採納要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う事前協議に係る道路の採納から適用し、同日前に行われた事前協議又は採納申請に係る道路の採納については、なお従前の例による。

唐津市道路採納要綱細則

この細則は、唐津市道路採納要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（第2条関係）

- 1 要綱第2条第1項第1号の幅員の測り方については別添参考図－1のとおりとする。
- 2 要綱第2条第1項第2号の袋路状道路については別添参考図－2－①～④のとおりとする。
- 3 要綱第2条第1項第4号の開発道路等の対象戸数については、都市計画法第29条の規定による開発行為（開発規模3,000㎡以上）に該当せず、租税特別措置法に基づく優良宅地の認定を受けない開発行為についてもこれを準用する。

（第3条関係）

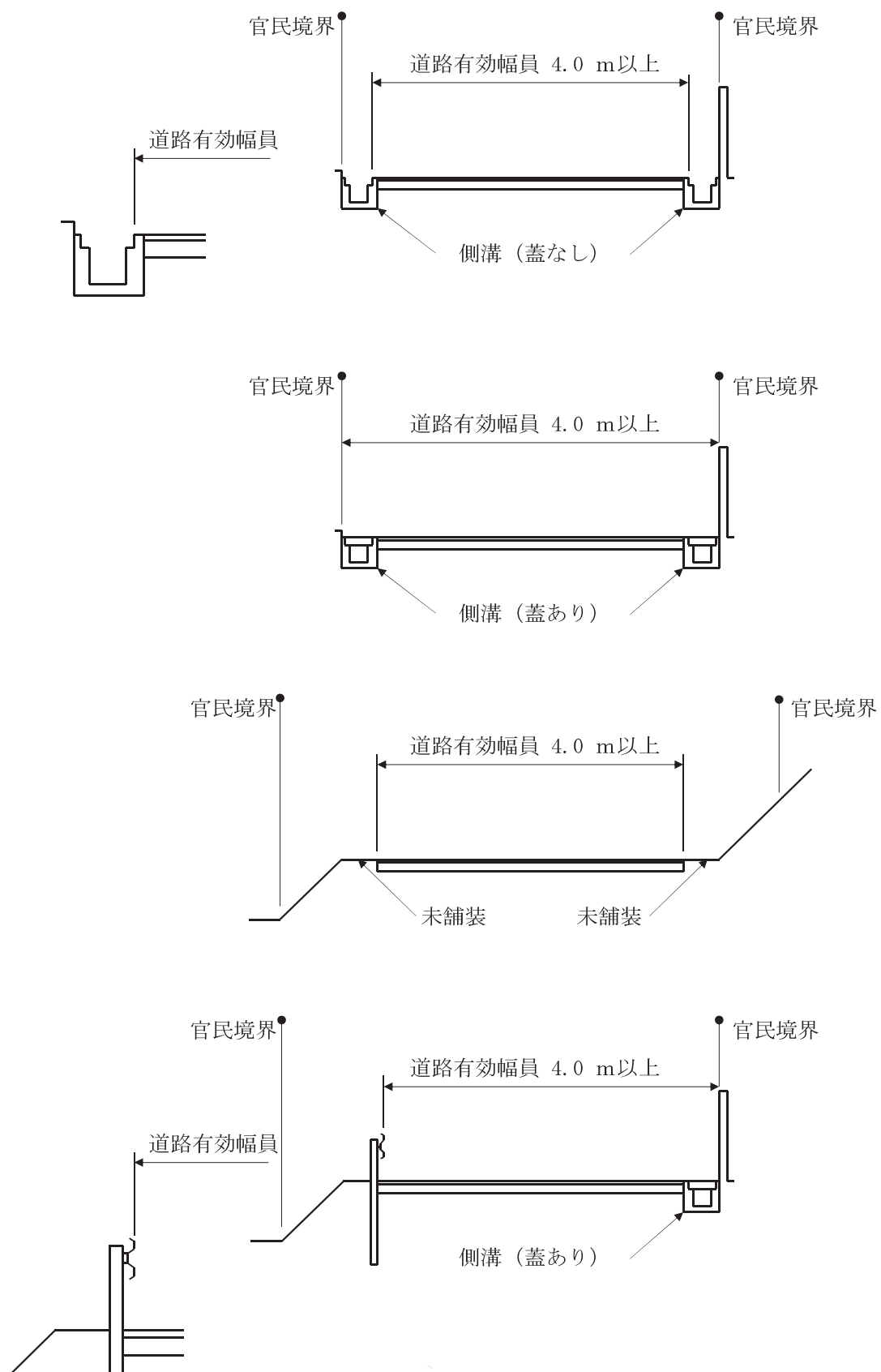
- 1 要綱第3条第1項第2号の道路側溝については別添参考図－3のとおりとする。
- 2 要綱第3条第1項第3号の防護柵については防護柵の設置基準・同解説（（社）日本道路協会）の規定に基づき、車両用及び歩行者自転車用それぞれの用途に応じた適正な強度及び機能を有する施設を選定し設置すること。

（第5条及び第8条関係）

- 1 要綱第5条及び第8条の既に市道認定された道路用地に隣接する土地とは、建築基準法第42条第2項の規定に基づき建築後退（セットバック）により生じた土地及び道路構造物として必要と認められる構造物の存する土地に限るものとし、既に市道認定された道路の起終点の変更を伴う土地の採納申請については、これに該当しない。

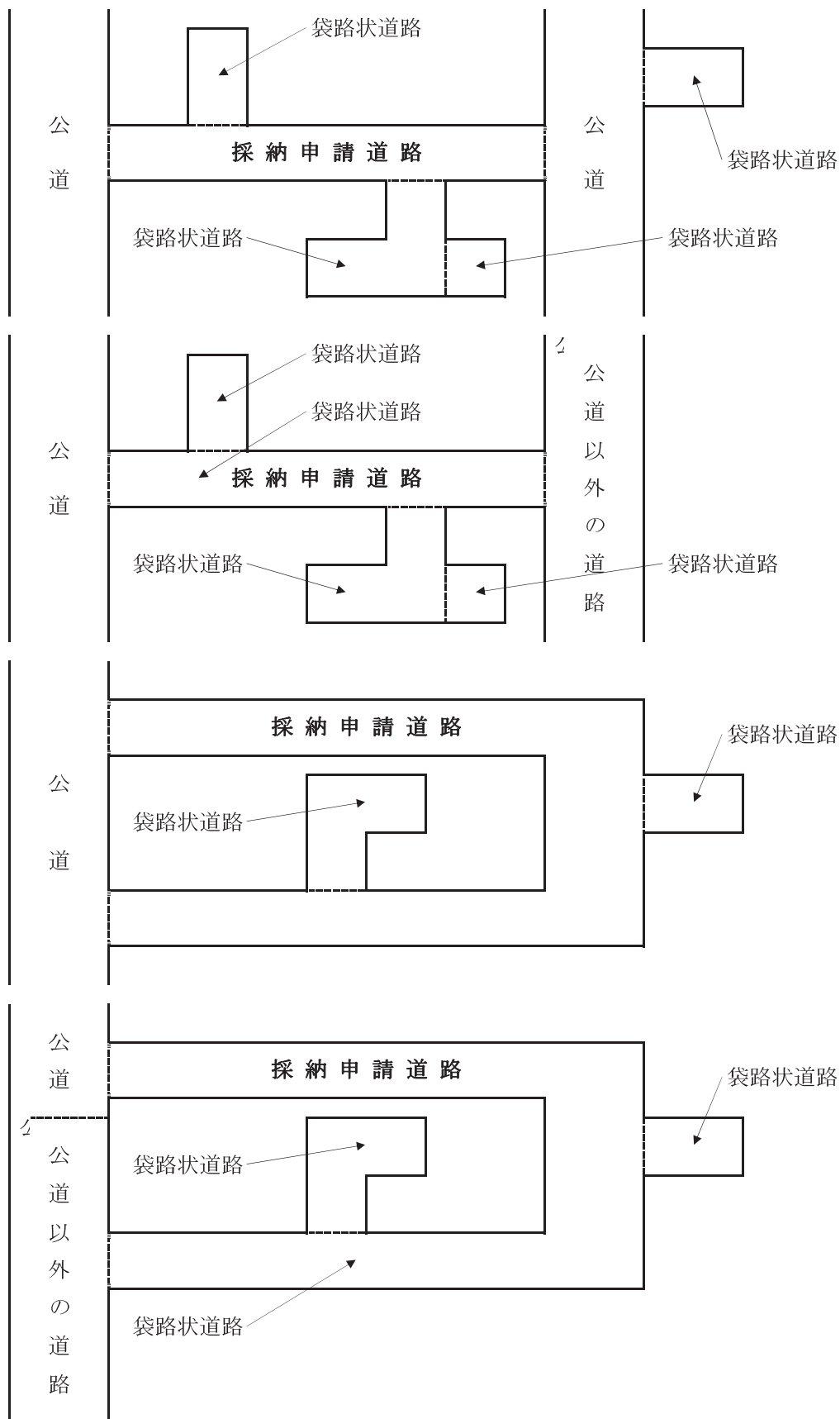
参考図－１

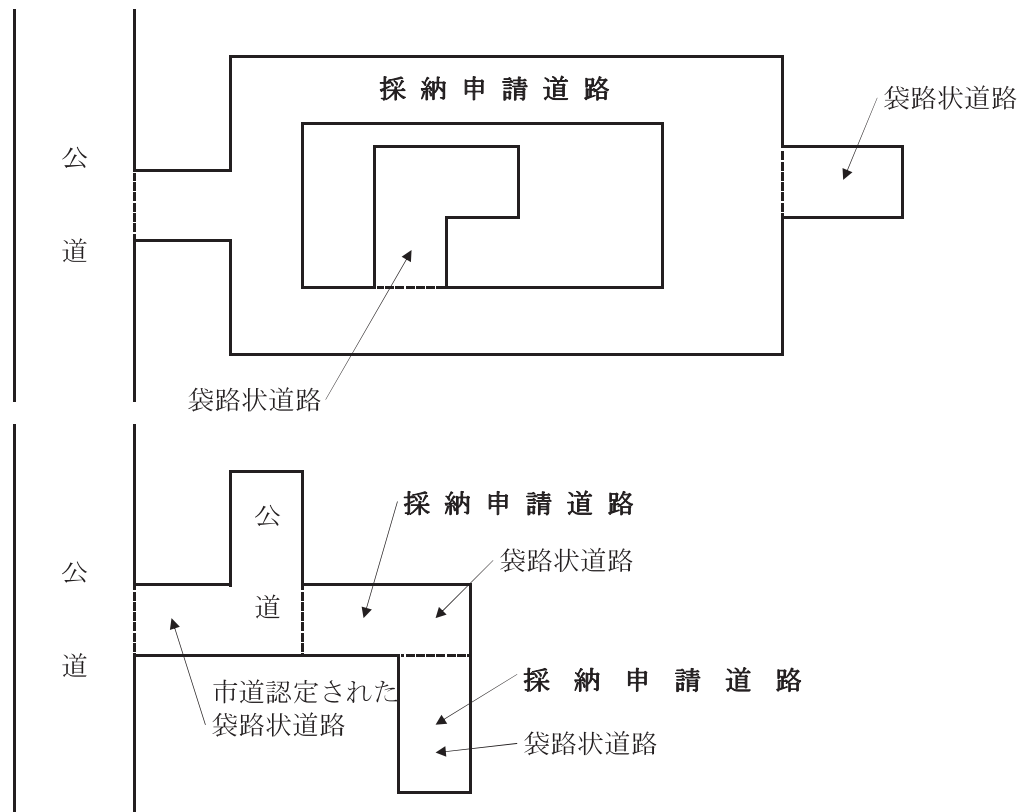
幅員の測り方



参考図－２－①

袋路状道路の基本的な考え方





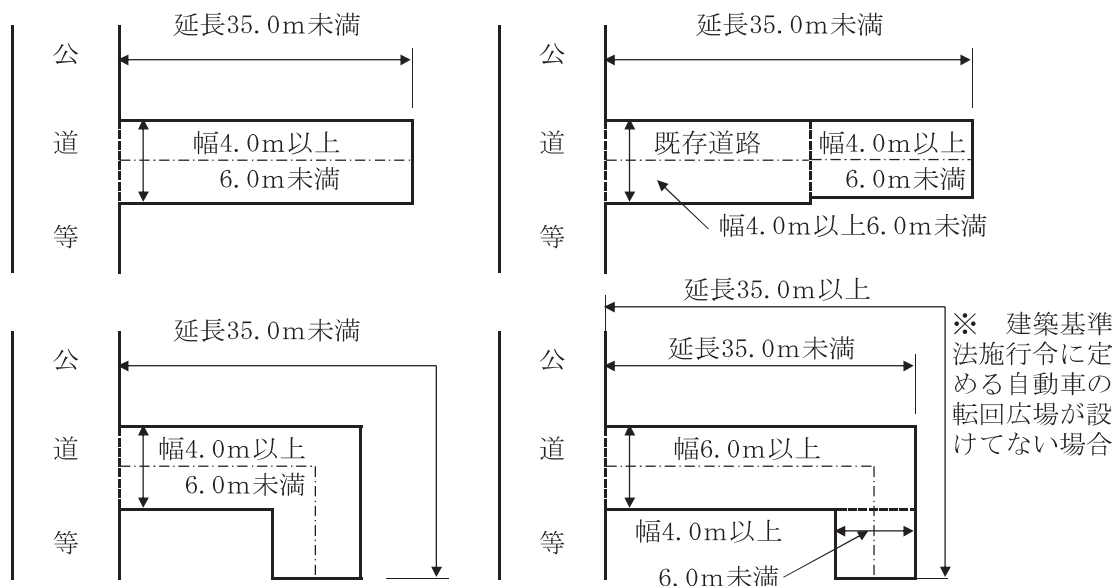
※ ここでいう公道以外の道路とは、要綱第2条第1項第2号に規定する道路以外の農道、林道、里道及び私道等をいう。

参考図－２－②

袋路状道路に関する基準

- 採納をしない袋路状道路

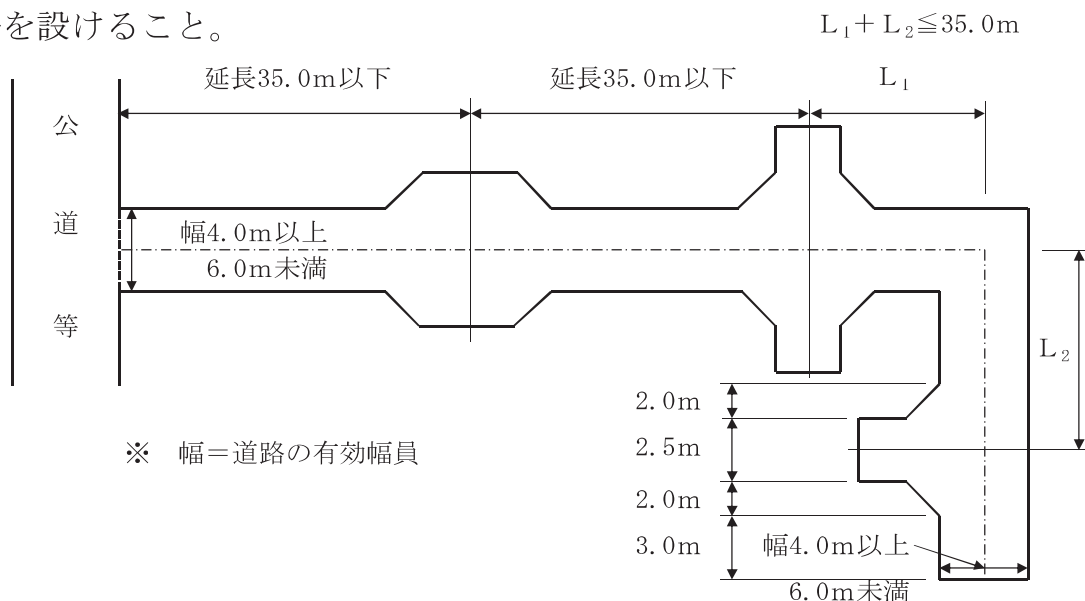
※ 幅＝道路の有効幅員

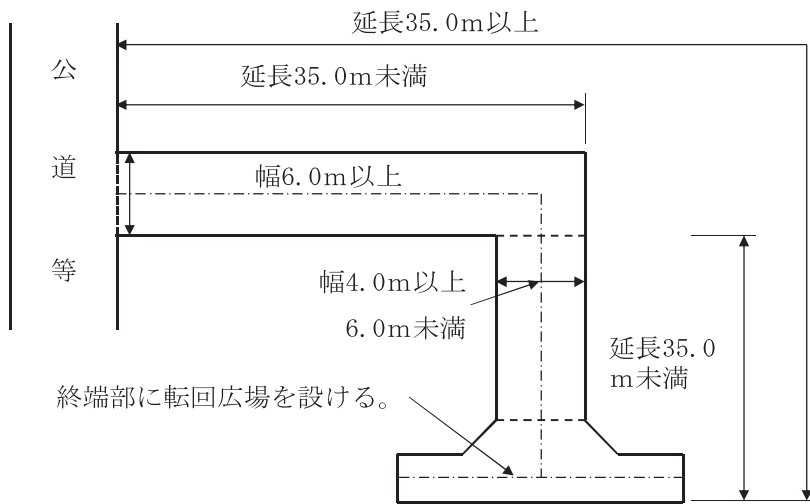
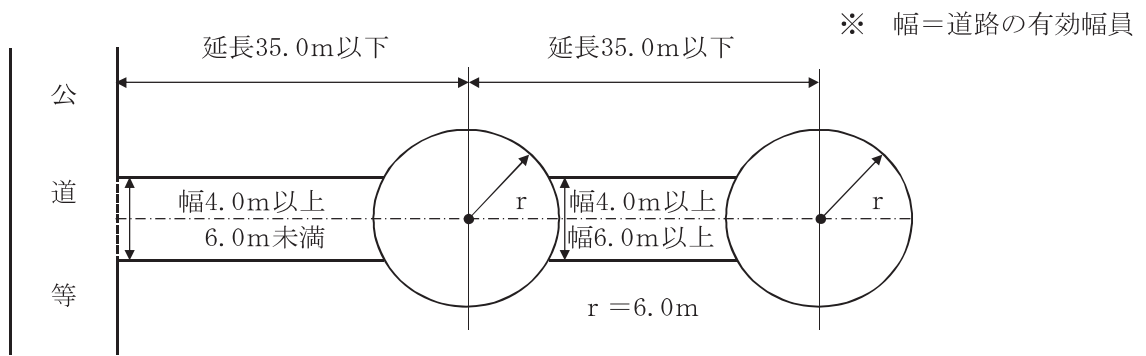


※ ここでいう公道等とは、要綱第２条第１項第２号に規定する道路及び採納申請道路で袋路状道路を除く道路をいう。

- 袋路状道路

やむを得ず袋路状道路とする場合は、延長が３５．０ｍ以上で、道路の有効幅員が４．０ｍ以上６．０ｍ未満の道路については、終端部及び区間３５．０ｍ以内ごとに建築基準法施行令（第１４４条の４第１項第１号ハ）及び開発許可の手びき（佐賀県都市計画課作成）に定める基準に適合する自動車の転回広場を設けること。





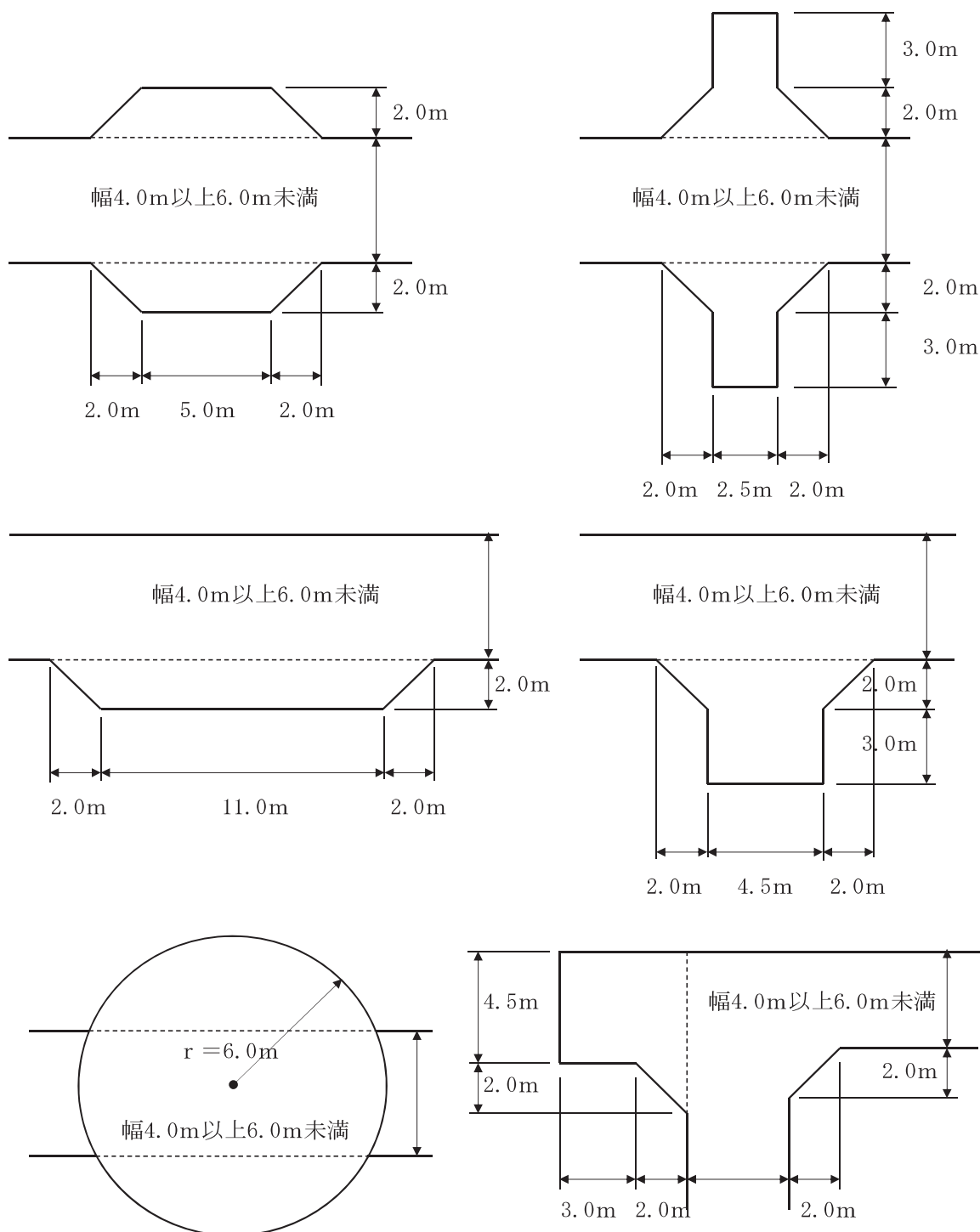
参考図－２－③

転回広場の形状に関する基準

自動車の転回広場については、自動車の転回広場に関する基準を定める件（昭和４５年建設省告示第１８３７号。）に定める基準に適合する形状であること。

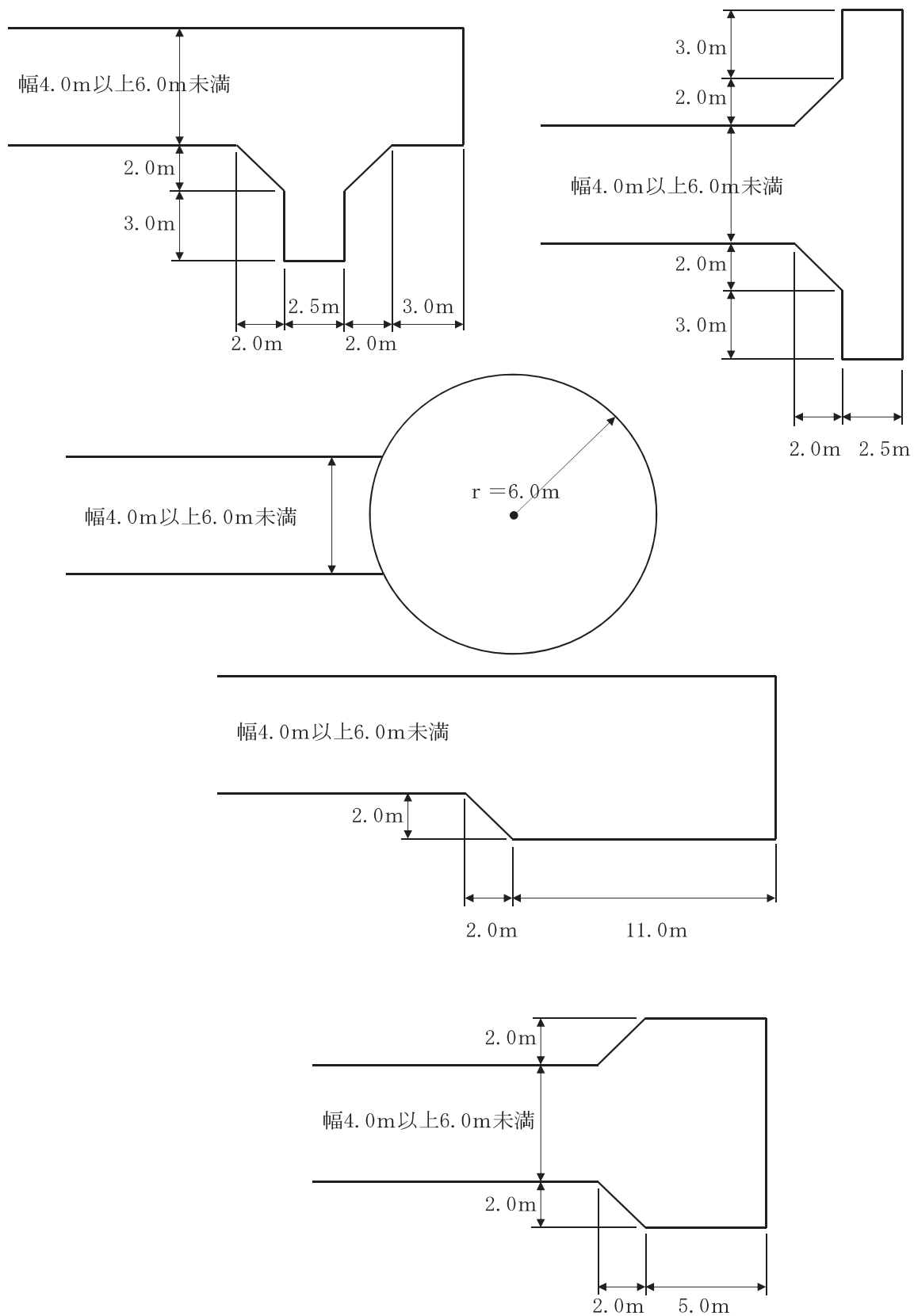
- ・ 中間に設ける場合

※ 幅＝道路の有効幅員



- ・ 終端に設ける場合

※ 幅＝道路の有効幅員



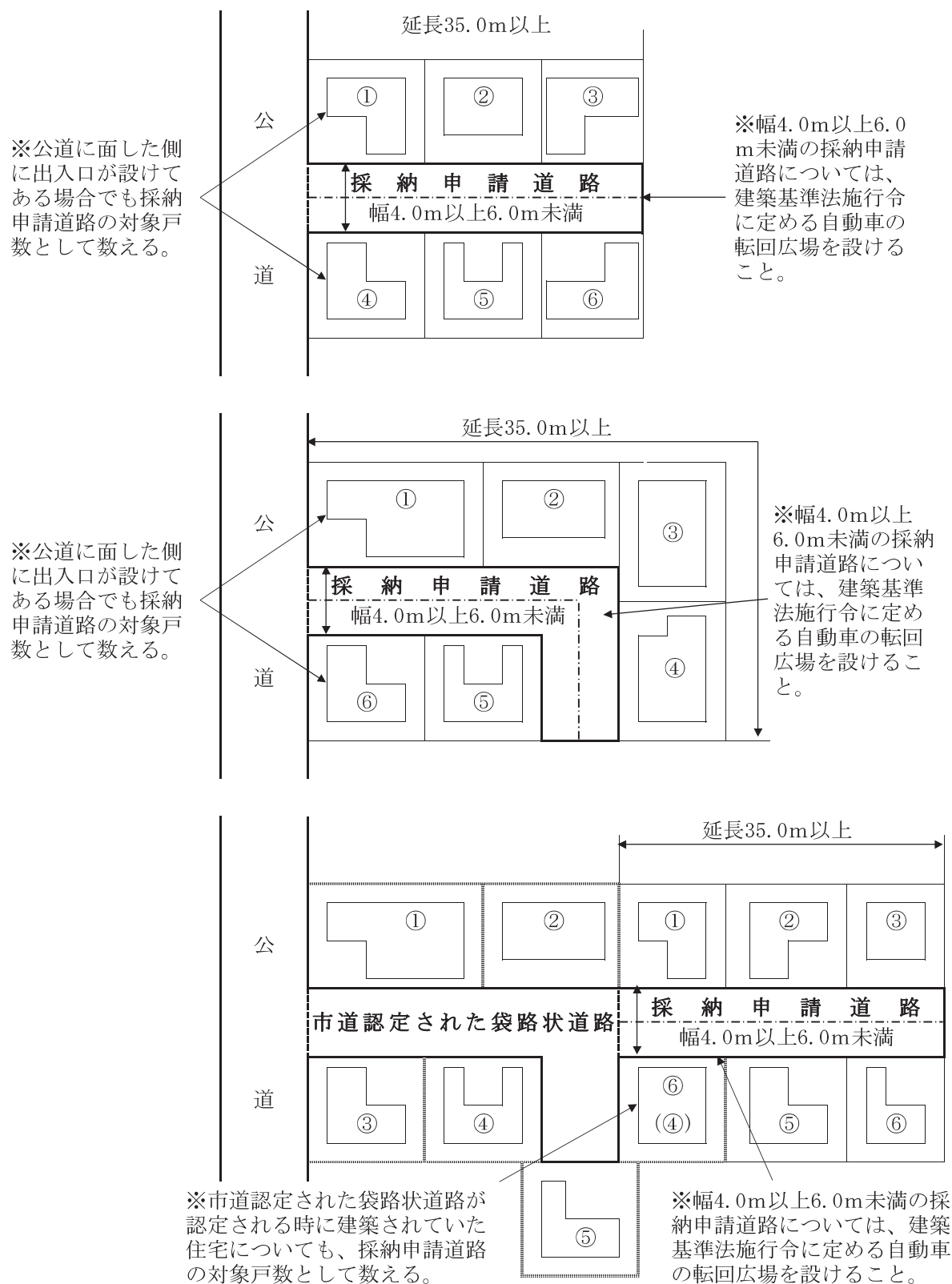
参考図－２－④

袋路状道路の延長の測り方及び対象戸数の数え方

延長については、すべて中心線上で測ること。

対象戸数については、６戸以上の住宅があること。

※ 幅＝道路の有効幅員

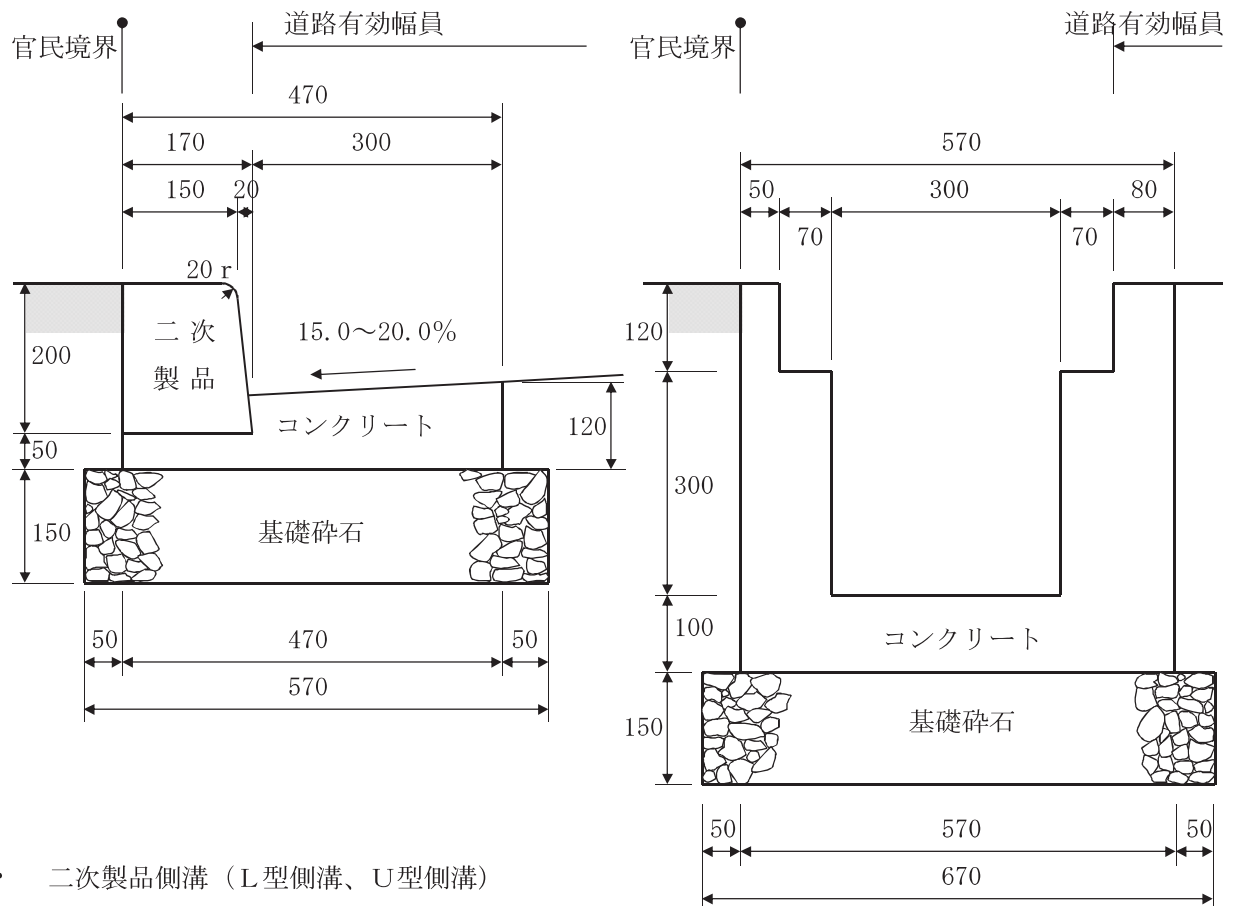


参考図－３

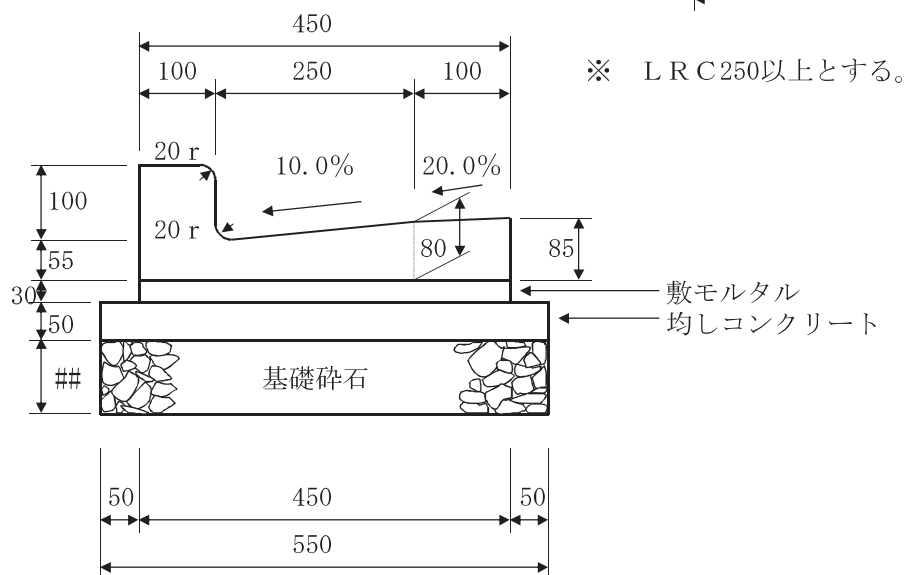
道路側溝

要綱第３条第１項第２号に規定する道路側溝については、下図に示す側溝を標準として設置すること。ただし、これにより難い場合は土木構造物標準設計等により適正な構造で設置すること。

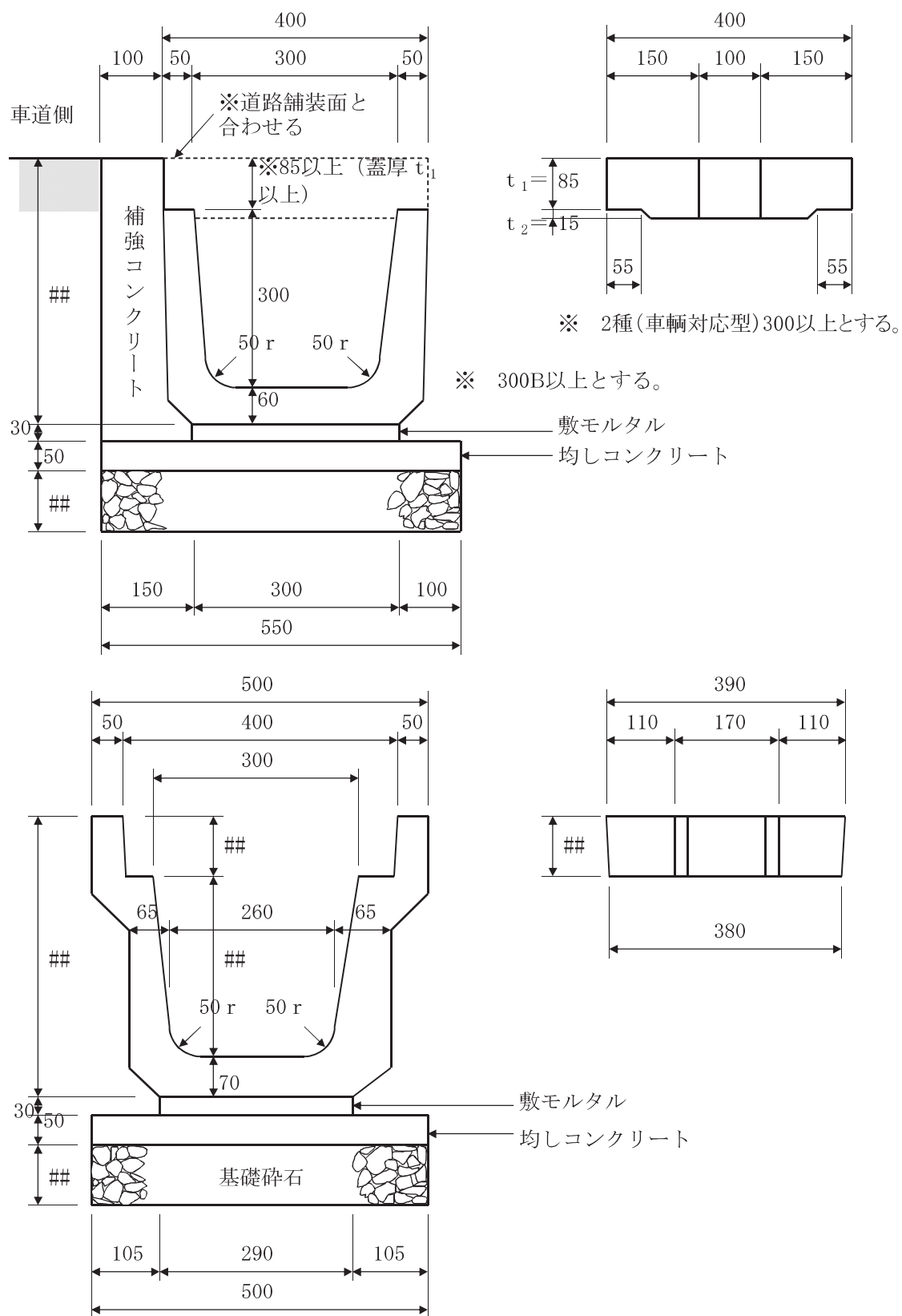
- ・ 現場打側溝（Ｌ型側溝、Ｕ型側溝）



- ・ 二次製品側溝（Ｌ型側溝、Ｕ型側溝）



※ U型側溝二次製品（落蓋側溝を除く）の車道側はコンクリートで補強し、蓋を設置する場合は原則コンクリート蓋とし、道路舗装面との段差が生じないように設置すること。現場状況によりやむを得ずグレーチング蓋とする場合は、T-14 荷重対応型以上の製品を設置し、車輛の通行により容易に外れないようボルト締め等の加工を施すこと。



唐津市開発公園の寄附受納に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、安らぎと潤いのある街づくりを進めるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき、開発行為により設置された公園、広場及び緑地（以下「公園」という。）をその所有者から受納する基準及びその取扱いについて定めるものとする。

(位置)

第2条 公園の位置は、次に掲げる要件をすべて満たす場所とする。

- (1) 低湿地、急斜面等の未利用地、その他利用に障害及び危険となる場所ではないこと。
- (2) 出入口が道路法（昭和27年法律第180号）で規定する道路（2.5m以上）と接していること。

(形状)

第3条 公園の形状はおおむね正方形に近いもので、不整形でないこと。

(施設)

第4条 公園の施設は、次に掲げる基準すべてに適合するものとする。

- (1) 公園の周囲に柵等を設置（ただし、公園の敷地内に限る。）し、利用者の安全を図るための措置が講じられていること。
- (2) 公園の出入口は、バリアフリーとし、公園内への車両の乗入れを防止する可動式の柵等が設置されていること。
- (3) 公園には雨水を排水する排水溝を独自に設け、公共の排水溝に接続されていること。
- (4) 公園面積の10パーセント以上が緑化されていること。
- (5) 公園内にはゴミ置場や工作物等（電柱など）が設置されていないこと。
ただし、電柱（支線及び支柱を含む）については、公園面積が180平方メートル以上あり、公園の利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる

位置に設置される場合に限り、設置を認める。

(6) 公園は隣接地との境界を明確にするため、境界杭が設置されていること。

(7) 遊具等が設置されていない場合は、公園施設としてベンチ等を設置すること。

(管理)

第5条 所有者が寄附を申し出る場合、公園の設置目的を達成するため、公園管理に関して、次に掲げる事項を規定した確約書を唐津市へ提出するものとする。なお、受納後の施設の修繕については、居住者等からの連絡により唐津市が行うものとする。

(1) 設置者（居住者）による公園内の除草（樹木の軽剪定含む）及び清掃に関すること。

(2) 公園内施設の点検・管理に関すること。

(3) その他

(受納手続)

第6条 受納手続は、都市計画法第36条に規定する県の完了検査、完了公告後に唐津市寄附受入事務取扱要綱に基づいて、この基準に合致していることを確認後、寄附受納の通知を行うものとする。

(登記)

第7条 前条の規定により通知を受けた所有者は、市が行う所有権移転登記に必要な書類を提出しなければならない。

附 則

この基準は平成22年7月15日から施行する。

附 則

この基準は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和7年9月1日から施行する。

開発行為に係る公共下水道事業受益者負担金及び農漁業集落排水処理施設分担金に関する負担金等減免審査基準

(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成 17 年条例第 247 号。以下「負担金条例」という。）第 8 条第 2 項及び唐津市農漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 248 号）第 27 条の規定に基づき、認可区域内の開発行為における公共下水道受益者負担金及び農漁業集落排水処理施設分担金（以下「負担金等」という。）の減免審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項の開発行為で 2 戸以上の開発行為をいう。
- (2) 排水施設 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 26 条に規定する排水施設で、市道として認定された道路に埋設されているものをいう。
- (3) 帰属 開発行為により設置された排水施設を市に無償で管理移管することをいう。
- (4) 指名業者 唐津市財務規則（平成 17 年規則第 41 号）第 92 条の規定により作成された名簿（入札参加資格者名簿をいう。）において、当該名簿の土木一式工事の区分に登録された業者で、かつ、C 級以上の施行業者をいう。
- (5) 減免申請書 都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例施行規程（令和 2 年唐津市企業管理規程第 17 号）第 14 条第 1 項の規定による下水道事業受益者負担金減免申請書又は唐津市農漁業集落排水処理施設条例施行規程（令和 2 年唐津市企業管理規程第 18 号）第 21 条第 1 項の規定による排水処理施設分担金減免申請書をいう。

(対象区域)

第 3 条 この審査基準の対象となる区域は、次の各号のいずれかに該当するものと

する。

(1) 負担金条例第4条により賦課対象区域として公告した区域を除く区域及び負担金条例第7条により負担金の徴収猶予をしている土地とする。

(2) 唐津市農漁業集落排水処理施設条例施行規程第20条により分担金の徴収猶予をしている土地とする。

(減免申請書の提出)

第4条 認可区域内の開発行為における負担金等について減免を受けようとするものは、減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免基準)

第5条 減免申請書を市長に提出した者で、次の各号のすべての要件に該当する場合は、負担金等を全額減免とするものとする。

(1) 開発施行者が指名業者の設計、施工による排水施設を設置するとき。

(2) 排水施設は、市に帰属させることができるとき。

(3) 排水施設工事費が当該開発区域に係る負担金等を超えるとき。

(帰属手続)

第6条 前条第2号による市への帰属手続は、唐津市寄附受入事務取扱要綱（平成20年告示第20号。以下「寄附要綱」という。）の定めるところによる。

(負担金等の徴収)

第7条 開発区域内における負担金等をすでに納付している場合は、これを還付しない。

2 開発区域の負担金等の額が、開発施行者が負担すべき下水道排水施設工事費より超える場合は、負担金等の額から下水道排水施設工事費を差し引いた金額について当該開発施行者が負担するものとする。

附 則

この基準は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

企業管理告示第 9 号

唐津市公共下水道等処理区域外の公共下水道等利用に係る取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 24 条及び唐津市農漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 248 号。以下「集排条例」という。）第 19 条の規定に基づき、公共下水道処理区域（同法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。）及び集落排水処理区域（集排条例第 4 条に規定する処理区域をいう。）以外の区域（以下「処理区域外」という。）に、住宅又は事業場（以下「施設等」という。）を有するものに対し、その污水排除のために公共下水道等を使用させることに関し、唐津市下水道条例施行規程（令和 2 年企業管理規程第 13 号。以下「下水道規程」という。）及び唐津市農漁業集落排水処理施設条例施行規程（令和 2 年企業管理規程第 18 号。以下「集排規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可等)

第 2 条 処理区域外に施設等を有するもので公共下水道等を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、公共下水道等処理区域外からの公共下水道等利用及び私設ます等新設許可申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 設備工作物その他の物件を設ける場所を表示した平面図（縮尺 300 分の 1 以上）
- (2) 物件の配置を表示した図面（縮尺 600 分の 1 以上）
- (3) 物件の構造及び断面を表示した図面（縮尺 50 分の 1 以上）
- (4) 公図の写し
- (5) 登記事項証明書
- (6) 下水道規程第 17 条第 1 項及び集排規程第 11 条第 1 項の規定による物件設置（変更）許可申請書

2 処理区域外からの公共下水道等の使用の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを備えなければならない。

(1) 施設から排除される汚水の量は、公共下水道等施設の処理等能力の許容限度内で、かつ、その水質及び特定事業場からの排水については、唐津市下水道条例（平成17年条例第246号。以下「下水道条例」という。）及び集排条例
その他法令に定める基準に適合すること。

(2) 施設からの排水は、原則として自然流下によること。

(3) 公共下水道等埋設道路に隣接する施設からの污水排除であること。

3 管理者は、処理区域外からの公共下水道の使用を許可した場合は、公共下水道
処理区域外からの物件設置（変更）許可書（第2号様式）及び公共下水道処理区
域外からの公共下水道利用及び私設ます等新設許可書（第3号様式）により、使
用者に通知する。

（費用負担）

第3条 使用者は、公共下水道等に固着する取出管、取付管及び污水ます（下水道
条例第2条第2号及び集排条例第3条第3号に定める排水設備を除く。以下「私
設ます等」という。）の設置については、管理者の指示に従い、自己の負担で行
うものとする。

（私設ます等の工事の検査）

第4条 使用者は、私設ます等については、工事完了後、市の検査を受けなければ
ならない。

（私設ます等の寄附及び維持管理）

第5条 使用者は、前条の検査完了後、私設ます等は無償で本市に寄附するものと
し、寄附採納後の私設ます等の維持管理は、市が行うものとする。

（使用者の義務）

第6条 公共下水道等の使用を開始した者は、下水道法、浄化槽法（昭和58年法
律第43号）、下水道条例及び集排条例の適用を受けるものとみなす。

（下水道使用料の納付）

第7条 使用者は、下水道条例第17条及び集排条例第15条に基づく使用料を納
付しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、処理区域外からの公共下水道等利用に関し、

必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の唐津市公共下水道処理区域外の公共下水道利用に係る取扱要綱（平成 23 年告示第 24 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年企管告示第 8 号）

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年企管告示第 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

唐津市下水道事業

唐津市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

公共下水道等処理区域外からの公共下水道等利用
及び私設ます等新設許可申請書

公共下水道等の使用について、要件等を確認のうえ次のとおり申請します。

施工場所

土地の所在	地番	地目	地籍 (m ²)	所有者	確認印

施工業者	電話
------	----

（要 件）

本要綱第 3 条「費用負担」、第 4 条「私設ます等の工事の検査」

第 5 条「私設ます等の寄附及び維持管理」、第 6 条「使用者の義務」

第 7 条「下水道使用料の納付」に規定する要件を遵守すること。

（添付書類）

(1) 設備又は工作物その他の物件を設ける場所を表示した平面図
(縮尺 300 分の 1 以上)

(2) 物件の配置を表示した図面(縮尺 600 分の 1 以上)

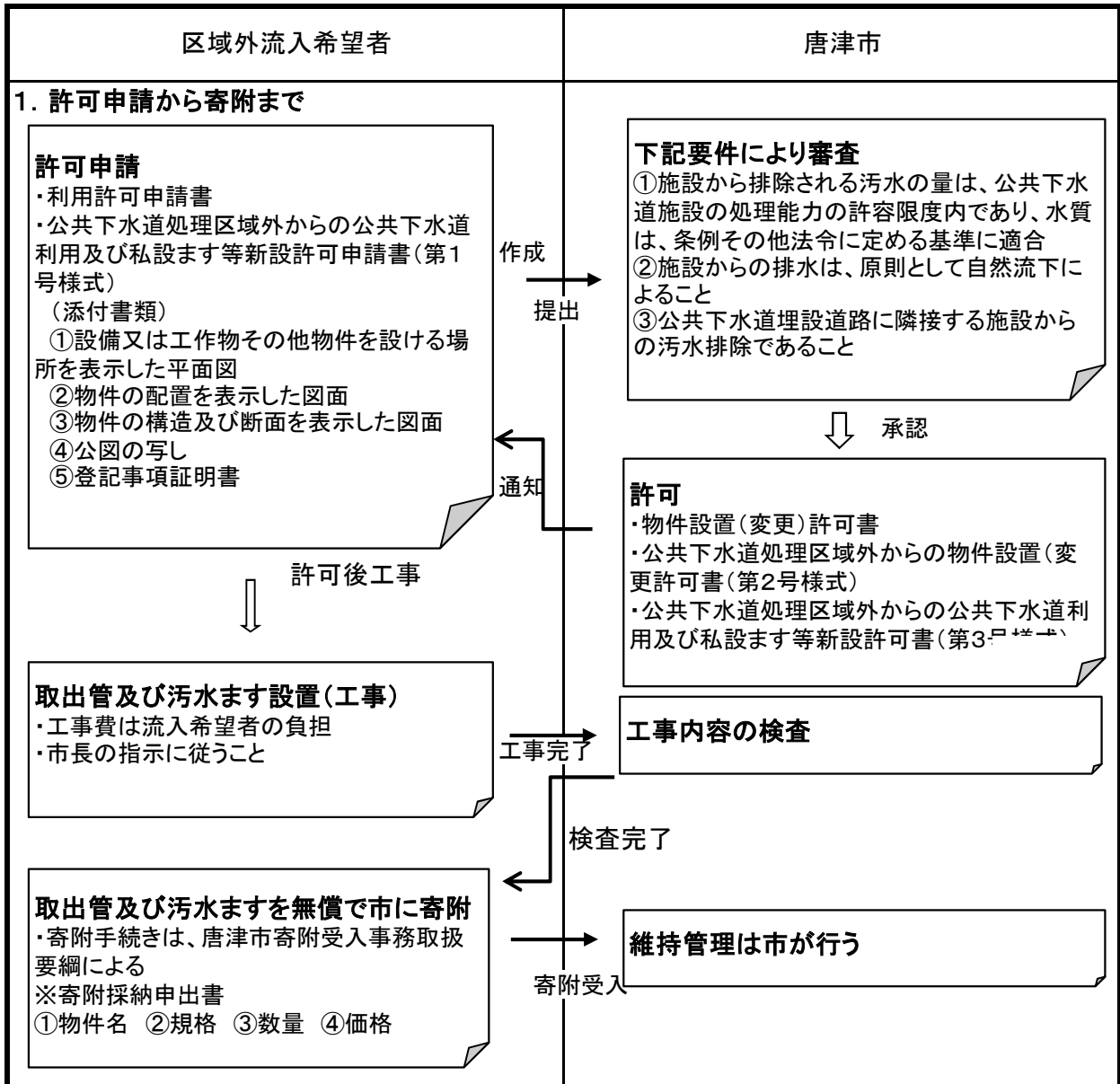
(3) 物件の構造及び断面を表示した図面(縮尺 50 分の 1 以上)

(4) 公図の写し

(5) 登記事項証明書

(6) 唐津市下水道条例施行規程第 17 条第 1 項に定める物件設置(変更)許可申請書

公共下水道事業認可区域外の公共下水道利用の流れ



2. 負担金の取扱

申請地が認可区域外の場合	申請地が認可区域となった場合
・負担金条例 第2条(受益者) 「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいう。	・負担金条例 第8条第2項を適用 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。
負担金賦課対象外のため、負担金は発生しない	・負担金条例 第8条(負担金の減免)第2項 5 事業のため物件を提供した受益者に該当(負担金を免除する)

第 1 3 号様式（第 1 7 条関係）

物件設置（変更）許可申請書

年 月 日
唐津市下水道事業
唐津市長

様

申請者

住 所
ふりがな
氏 名

次のとおり工作物等を設置（変更）したいので申請します。

設 置 場 所	唐津市
設 置 目 的	
設 置 種 類	
設置面積等	平方メートル・メートル
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
着 工 及 び 完了年月日	年 月 日から 年 月 日まで
工事施工者	住所 氏名
添 付 書 類	1 設備又は工作物その他の物件を設ける場所を表示した平面図 (縮尺 300 分の 1 以上) 2 物件の配置を表示した図面(縮尺 600 分の 1 以上) 3 物件の構造及び断面を表示した図面(縮尺 50 分の 1 以上)

唐津市宅地開発等における水道管布設等取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宅地開発等における円滑な水道管の布設及び適正な管理を図るため、唐津市（以下「市」という。）及び給水申込者（開発行為等を行う者をいう。以下同じ。）が協議し、水道管の布設方法、布設費用、管理、基準及び取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(技術的基準)

第2条 布設する水道管の内容及び施工方法等は、公益社団法人日本水道協会で定める水道施設設計指針及び市で定める規程並びに関係諸基準（消防法等をいう。）によるものとする。

(布設工事費の負担)

第3条 水道管の布設に要する費用は、給水申込者が全額負担する。

2 前項の規定にかかわらず、合理的な水道管路を整備するため必要なものであって、管の口径変更などについて同意を得られたものについては、費用の一部を市で負担することができる。この場合において両者は、協定を締結するものとする。

(工事の施工)

第4条 前条に該当する工事のうち、配水管の機能を有する水道管（以下「配水管」という。）については、市配水管工事を施工する能力及び資格を有する業者が施工し、個別の需要者に水を供給するために配水管から分岐して設ける水道管については、唐津市水道事業指定給水装置工事事業者が施工する。

(布設管の管理)

第5条 布設された水道管の漏水修理は、市が費用負担する給水装置の修繕に関する要綱（平成17年企業管理告示第1号）の定めるところによる。ただし、工事竣工後1年以内の漏水修理については、給水申込者の負担とする。

(寄付採納の要件及び帰属)

第6条 給水申込者が布設した水道管のうち次の各号に該当するもので、寄付を申込みその手続が完了したものは、市の所有とする。

- (1) 唐津市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第264号）別表に規定する給水区域内であること。
- (2) 公道（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、法定外公共物その他公衆の用に供される道路で市長が認めるものをいう。）に埋設された水道管であること。
- (3) 配水池からの自然流下で配水できる区域内にあり、最小動水圧は、0.15～0.2メガパスカルを標準とし、かつ、水量が十分であること。
- (4) 第2条の規定により施工された水道管で、良好な状況と認められるものであること。
- (5) 寄付について、すべての関係者の移管同意が得られていること。

- (6) 水道管口径は、原則として50ミリメートル以上であること。
 - (7) 当該管が、今後の市配水管として有効利用ができる管であること。
- 2 第3条第2項の規定により、費用の一部を市が負担して布設した水道管は、工事竣工後、市の所有とする。

附 則

この基準は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

唐津市開発行為により設置された給水装置等の受納基準

円滑な給水を図るため、開発行為により設置された給水装置等を唐津市がその所有者から受納する場合は、次に掲げる基準の全てに適合しなければならないものとする。

- 1 唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成17年企業管理規程第18号。以下「規程」という。）に定める基準に適合していること。
- 2 配水管の機能を有する水道管（以下「配水管」という。）については、市配水管工事を施工する能力及び資格を有する業者が施工し、個別の需要者に水を供給するために配水管から分岐して設ける水道管については、唐津市水道事業指定給水装置工事事業者が施工したものであること。
- 3 公道（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、法定外公共物その他公衆の用に供される道路で市長が認めるものをいう。）であって、その幅員が原則として1.8メートル以上あり、現況幅及び地籍にて認められた幅を満たし、かつ、配水管の維持管理に支障がないこと。
- 4 水道管口径は、原則として50ミリメートル以上であること。
- 5 配水池からの自然流下で配水できる区域内にあり、最小動水圧は、0.15～0.2メガパスカルを標準とし、かつ水量が十分であること。
- 6 仕切弁は、ソフトシール型を使用すること。
- 7 配水管は、唐津市宅地開発等における水道管布設等取扱基準（平成7年10月1日施行）第2条の規定により施工されたもので、かつ、規程別表に規定する水道配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管を使用すること。ただし、配水管が河川、水路等を横断する場合は露出配管材について協議し、承認を受けること。
- 8 配水管埋設位置に埋設表示シート（150ミリメートル幅）を布設すること。
- 9 管末に泥吐弁を設置し、管口径は原則として50ミリメートル以上であること。
- 10 唐津市による竣工検査を受け合格すること。
- 11 工事完成後1年間は、施工者の保証期間とすること。
- 12 寄付採納願いを提出すること。

附 則

この基準は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された給水装置等の受納から適用し、施行日前に申請された給水装置等の受納については、なお従前の例による。

唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

平成 17 年 1 月 1 日

企業管理規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に定めるもののほか、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、給水装置の構造及び材質の基準を定めるものとする。

(令 2 企管規程 4・一部改正)

(給水装置の構造)

第 2 条 給水装置の構造は、次に定める基準に適合したものでなければならない。

- (1) 配水管に口径 50 ミリメートル管以下の給水管を取り付ける場合は分水栓及び止水栓を使用し、75 ミリメートル管以上の給水管を取り付ける場合は制水弁を使用すること。
- (2) 分水栓、止水栓及びメーターには、ポリエチレン管、フレキシブル継手、伸縮ユニオン及び管端防食継手を必要に応じて使用すること。
- (3) 道路下には、ポリエチレン管、耐衝撃性ゴム輪形硬質塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管又は硬質塩化ビニルライニング鋼管を使用すること。ただし、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める場合は、この限りでない。
- (4) 止水栓の取付位置は、原則として道路に面した私有地内とする。
- (5) 硬質塩化ビニル管は、壁内の埋込み配管をしないこと。
- (6) 給水装置等屋外の立上りには、コンクリート柱又は木柱を使用して固定すること。
- (7) 屋内の立上りには、バンド等を使用して建物に固定すること。
- (8) 立上りには、硬質塩化ビニル管及びポリエチレン管を使用してはならない。
- (9) 給水管の埋設の深さは、公道敷地内は道路管理者の指示によるもの、私道敷地内は管天から 60 センチメートル以上、宅地内では管天から 30 センチメー

トル以上とすること。

(10) 給水管には、直結止水栓を使用すること。

(平 2 1 企管規程 5 ・ 平 2 8 企管規程 9 ・ 令 2 企管規程 2 ・ 一部改正)

(メーターの設置)

第 3 条 メーターは、次に定めるところにより設置しなければならない。

(1) メーターは、原則として給水管と同口径のものを使用し、水平に設置すること。

(2) メーターの設置場所は、宅地内の家屋外とすること。ただし、共用給水装置及び集合住宅等（唐津市水道事業集合住宅等に係る各戸メーターの設置及び水道料金の特例に関する規程（平成 2 6 年企業管理規程第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する集合住宅等をいう。）のメーターについては、この限りでない。

(3) メーターは、点検及び取替えしやすい位置に設置し、常に乾燥して汚水が入らず、損傷及び盗難のおそれのない箇所を選定すること。

(平 2 1 企管規程 5 ・ 平 2 8 企管規程 9 ・ 一部改正)

(受水槽の設置)

第 4 条 水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める箇所には、受水槽の給水によることとし、必要に応じてポンプを設けること。

(令 2 企管規程 2 ・ 一部改正)

(逆流防止の措置)

第 5 条 受水槽、プール等への給水装置は、落とし込みとし、高水位との間を 0 .

1 メートル以上離さなければならない。

2 冷房機、温水器等への給水装置は、逆流防止の措置をしなければならない。

(給水装置の材質)

第 6 条 給水装置の管類、継手類、水栓類及び弁類の材質は水道法施行令第 6 条第 2 項の規定に基づく、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 1 4 号）の基準に適合しているもののうち、別表種類の欄に掲げる種類の区分に従い、同表口径の欄及び規格等の欄に定めるものでなければならない。

(平 2 8 企管規程 9 ・ 令 2 企管規程 4 ・ 一部改正)

(給水装置の保護)

第 7 条 給水管が側溝又は下水管を横断する場合は、その下に配管すること。ただし、やむを得ず開渠を横断するときは、給水管が損傷しないよう十分な装置を構じ、かつ、高水位以上の高さに布設しなければならない。

(管理者の指示)

第 8 条 特別の理由によりこの規程により難いときは、その都度管理者の指示を受けて適宜の処置を採らなければならない。

(令 2 企管規程 2 ・ 一部改正)

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年企管規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年企管規程第 9 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の規定は、施行の日以後に受理した給水装置の新設、改良又は修繕の届出に係る給水装置の構造及び材質の基準から適用し、同日前に受理した給水装置の新設、改良又は修繕の届出に係る給水装置の構造及び材質の基準については、なお従前の例による。

附 則 (平成 3 0 年企管規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程の規定は、施行の日以後に受理した給水装置の新設、改良又は修繕の届出

に係る給水装置の構造及び材質の基準から適用し、同日前に受理した給水装置の新設、改良又は修繕の届出に係る給水装置の構造及び材質の基準については、なお従前の例による。

附 則（令和元年企管規程第 1 号）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年企管規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年企管規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

（平 2 8 企管規程 9 ・追加、平 3 0 企管規程 2 ・令元企管規程 1 ・令 2 企管規程 2 ・一部改正）

種類		口径(mm)	規格等
給水管	ダクタイル鋳鉄管 NS、K	75、100、150	JWWA G 112 JWWA G 113
	硬質塩化ビニルライ ニング鋼管 VD	13、20、25、30、40、 50	JWWA K 116
	硬質塩化ビニルライ ニング鋼管 VB	13、20、25、30、40、 50	JWWA K 116
	水道配水用ポリエチ レン管	50、75、100	JWWA K 144
	ポリエチレン管 1 種 二層管	13、20、25、30、40、 50	JIS K 6762
	硬質塩化ビニル管	13、20、25、30、40、 50	JIS K 6742
	耐衝撃性硬質塩化ビ ニル管	13、20、25、30、40、 50	JIS K 6742
	ゴム輪形硬質塩化ビ ニル管	50、75、100	JWWA K 129
	耐衝撃性ゴム輪形硬 質塩化ビニル管	50、75、100	JWWA K 129

異形管	ダクタイル鋳鉄異形管 NS、K	75、100、150	JWWA G 114
	樹脂コーティング管継手	13、20、25、30、40、50	JWWA K 117 又は管理者が承認したもの
	水道配水用ポリエチレン管継手	50、75、100	JWWA K 145
	ポリエチレン管金属継手	13、20、25、30、40、50	JWWA B 116 又は管理者が承認したもの
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	13、20、25、30、40、50	JIS K 6743
	ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	50、75、100	JWWA K 130
	耐衝撃性ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	50、75、100	JWWA K 130
その他	弁、栓類	—	JIS、JWWA によるもの又は管理者が承認したもの
	屋内用配管材	—	JIS、JWWA によるもの又は管理者が承認したもの
	ボックス（メーター用、止水栓用）、鉄蓋（青銅仕切弁用、仕切弁用）及び下柵類	—	管理者が指定するもの

備考

- 規格等の欄中「JWWA」とは公益社団法人日本水道協会の定める日本水道協会規格をいい、「JIS」とは産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 「硬質塩化ビニルライニング鋼管VB」、「硬質塩化ビニル管」及び「耐衝撃性硬質塩化ビニル管」については、配水管への取付口から市メーターまでの間を除いて使用できる。

市が費用負担する給水装置の修繕に関する要綱

平成17年1月1日

企業管理告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市水道事業給水条例(平成17年条例第266号。以下「条例」という。)第16条第3項ただし書の規定により、給水装置の修繕に要する費用を市が負担する場合について定めるものとする。

(平21企管告示1・一部改正)

(市の費用負担)

第2条 市が布設した配水管から分岐して設けられた給水装置からの漏水に伴う修繕に要する費用を市が負担する場合は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、漏水の原因が条例第13条第1項に規定する水道使用者等(以下単に「水道使用者等」という。)又は第三者の故意又は過失により給水装置を破損した場合その他人為的な損傷事故による場合は、この限りでない。

区分	市が費用負担する場合
水道メーターが設置されている場合	市が布設した配水管から水道メーターまでの給水装置からの漏水であって水道使用者等の管理上の責任によることが明らかでない場合
宅地開発等で未給水のため水道メーターが設置されていない場合	市が布設した配水管から公道と宅地の境界までの給水装置からの漏水であって水道使用者等の管理上の責任によることが明らかでない場合

(費用負担の限度)

第3条 前条の規定により市が負担する費用の限度は、漏水箇所の修繕に関連した工事に係る原形復旧費までとする。

(漏水損害等の責任)

第4条 給水装置からの漏水による損害その他の給水装置の管理上の責任による損害については、条例第16条の規定により水道使用者等の責任とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の市が費用負担する給水装置の修繕に関する要綱(平成12年唐津市企業管理告示第1号)の規定によりなされた届出、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年企管告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

開発行為等により管理・帰属を受ける防火水槽の設置基準

耐震性貯水槽

1 40 m³型の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は 40 m³型にあつては 40 m³以上であること。

ウ 容量の算定は、連結立管を含む吸管投入孔及び集水ピット（消防水利の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

エ 地盤面の高さから水槽底部までの落差が 4.5 メートル以下であること。

(2) 吸管投入孔は、次のとおりであること。

ア 頂版部に 2 の吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 吸管投入孔は丸型とし、直径が 60cm 以上であること。

ウ 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものとし、これらの材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。

エ 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、FRP 製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向加荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。なお、FRP 製の耐震性貯水槽を自動車荷重が見込まれる場所に設置する場合にあつては、吸管投入孔地表部の自動車荷重が直接水槽本体に伝わらないように連結立管を設けるものであること。

(3) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及

び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品防火水槽等のうち二次製品耐震性貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽」という。）を除く。）を除き、設計水平震度を 0.288 として計算すること。

（４） 上載荷重等は、次のとおりであること。

交通荷重は、設置場所が道路で道路管理者との取り決めがない場合又は道路以外で交通荷重が予想される場所に設置する場合には次の条件による。

ア 自動車荷重は、設置場所の状況により T-20 荷重（200kN）又は T-25 荷重（250kN）で、土中に 45 度分散させた等分布荷重とする。

イ 自動車荷重の衝撃係数は 30%とする。

ウ 歩道部には群集荷重 5kN/m²を載荷する。

エ 交通荷重を載荷しない場合には、原則として不測荷重として 10 kN/m²を載荷する。

（５） 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあつては 24 N/mm²以上、二次製品耐震性貯水槽にあつては 30 N/mm²以上とする。

イ 鉄筋は主鉄筋及び配力鉄筋とも原則として JISG3112 に適合する S D 295 又は S D 345 を使用する。

ウ 頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径 13 mm以上の異形鉄筋を 30 cm以下の中心間隔で配置する。

エ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。

オ F R P は強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

カ 主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽あつては 30 cm 以上、二次製品耐震性貯水槽の R C 部材にあつては 20 cm 以上、P C 部材にあつては 15 cm 以上、鋼鑄材にあつては 3.2 mm 以上、F R P 部材にあつては 4.5 mm 以上とし、構造形式に応じて適切に設定する。

キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

(6) 集水ピットは、次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

ウ 一边の長さ又は直径が 60cm 以上で、かつ、深さが 50 cm 以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

2 地上設置 40 m³型の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりである。

ア 地上に設置し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は地上設置 40 m³型にあつては 40 m³以上であること。

(2) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重に起因する慣性力、内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品耐震性貯水槽を除く。）を除き、設計水平震度を 0.288 として計算すること。

(3) 主要構造材料及び部材厚等は、第 1 号(5)アからエまで及びカによるほか、次によること。

主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては 30 cm 以上、二次製品耐震貯水槽の R C 部材にあつては 20 cm 以上、P C 部材にあつては 15 cm 以上、鋼鑄材にあつては 3.2 mm 以上とし、構造形式に応じて適切に設定する。

(4) 専用導水装置は 2 個以上設置するものとし、採水口及び導入管は耐食性を有するものであることのほか次によること。

ア 採水口

(ア) 1 個ごとの単独配管とすること。

(イ) 呼び寸法 75 mm のメネジとし、JIS B 9912 に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

(ウ) 結合金具は採水に支障のない位置に設けること。

イ 導入管の口径は毎分 1 m³ 以上取水できるものであること。

(5) 吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔は第 1 号(2)ア、イ及びウによること。

(6) 集水ピットを設ける場合は、集水ピットは次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

ウ 一辺の長さ又は直径が 60cm 以上で、かつ、深さが 30cm 以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

3 原則として耐震性貯水槽の直近（5 m 以内）にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該耐震性貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

4 設置位置は、消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

5 管理・帰属に必要な書類等

(1) 寄附物件寄附申出書

(2) 防火水槽関係図面

位置図・平面図・構造図及び断面図、二次製品等耐震性貯水槽認定証の写し、開発行為に係る全体配置図

この基準は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4. 各種様式

第 1 号様式（第 4 条関係）

事 前 協 議 書

年 月 日

唐津市長 様

協議者 住所
氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話

次の土地で採納を検討しておりますので、唐津市道路採納要綱第 4 条の規定に基づき関係書類を添えて協議します。

- 1 協議理由
- 2 関係書類
 - (1) 位置図
 - (2) 現況写真
 - (3) 工程表
 - (4) 現況図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (5) 計画図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (6) 計画横断図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (7) 計画縦断図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (8) 計画標準断面図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (9) 計画配管図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (10) 配筋図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (11) 構造図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (12) 荷重計算書

第6号様式（第7条関係）

採 納 申 請 書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
電話

次の土地を道路用地として寄附いたしますので、採納くださるよう唐津市道路採納要綱第7条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 申請理由
- 2 関係書類
 - (1) 位置図
 - (2) 竣工写真及び施工管理写真
 - (3) 実施工程表
 - (4) 現況図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (5) 平面図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (6) 横断図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (7) 縦断図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (8) 標準断面図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (9) 配管図 (S = 1 / 1 0 0 0 以上)
 - (10) 橋梁台帳 (基本諸元、写真)
 - (11) 配筋図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (12) 構造図 (S = 1 / 1 0 0 以上)
 - (13) 荷重計算書
 - (14) 公図 (字図) 写し
 - (15) 地積測量図
 - (16) 境界確認書
 - (17) 道路用地の寄附確約書 (第7号様式)
 - (18) 土地の登記事項証明書

第7号様式（第7条関係）

寄 附 確 約 書

私の所有する土地を、道路用地として唐津市に無償で寄附します。なお、寄附にあたっては次の事項を併せて確約します。

- 1 寄附物件に所有権以外の権利を設定し、又は第三者に使用収益させているときは、すべて私の責任においてこれを抹消し、又は解決します。また、後日第三者からの不服申立て、権利の主張等があったときも同様とします。
- 2 採納が決定された場合は、唐津市道路採納要綱第10条の規定に基づき、必要な費用は私が負担します。
- 3 寄附物件に対する租税、その他の公課は、所有権移転登記完了の日の属する当該年度分までは私が負担します。

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話

[illegible]

第2号様式(第4条、第5条関係)

寄附物件寄附申出書

年 月 日

唐津市長 様

申出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

次のとおり寄附いたします。

1 寄附物件

物件名	規格	数量	価格 (相当額)	備考

2 寄附の目的

年 月 日

唐津市長 様

住 所
氏 名

㊞

唐津市へ寄附予定の調整池管理に関する入居者への説明については、重要事項説明時に次のとおり当社にて行います。

- 1 調整池所在地
唐津市 番地 (内)
- 2 調整池の管理について（重要事項説明書に記載）
調整池の管理（清掃、草刈り等）については、地元（入居者）管理とする。

第2号様式(第4条、第5条関係)

寄附物件寄附申出書

年 月 日

唐津市長 様

申出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

次のとおり寄附いたします。

1 寄附物件

物件名	規格	数量	価格 (相当額)	備考

2 寄附の目的

確 約 書

年 月 日

唐津市長 様

住 所
氏 名

㊞

公園の寄附採納の申出るにあたり、寄附後の公園の管理に関して、次のとおり確約いたします。

1 所在地

唐津市 番地（ 内）

2 公園の管理について（重要事項説明書に記載）

公園の管理（清掃、草刈り等）については、地元（居住者）管理とし、
なお、居住者に引き継ぐまでは当社が責任をもって管理いたします。

（１）公園内の除草（樹木の軽剪定含む）及び清掃に関すること。

（２）公園内施設の点検・管理に関すること。

（３）その他

唐津市へ寄附予定の公園に関する入居者への説明については、重要事項説明時、当社にて行います。

第2号様式(第4条、第5条関係)

寄附物件寄附申出書

年 月 日

唐津市長 様

申出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

次のとおり寄附いたします。

1 寄附物件

物件名	規格	数量	価格 (相当額)	備考

2 寄附の目的

(任意様式)

下水道排水施設の寄附採納願い

年 月 日

唐津市長 様

住 所
寄附者
氏 名

今般、私共が唐津市 番地 他 地内に埋設した下水道排水施設を貴市に寄附しますので、ご採納くださいますようお願いいたします。

記

1. 寄附理由 下水道排水施設の維持管理の為

2. 施設の場所 唐津市

3. 寄附下水道排水施設及び工事費

・汚水管（φ 200）	L=	・ m
・ 0 号マンホール	N=	・ 箇所
・ 1 号マンホール	N=	・ 箇所
・ 公共枿	N=	・ 箇所

4. 添付書類

（1）寄附物件寄附申出書	（5）排水施設工事見積書
（2）位置図	（6）寄附施設内訳
（3）字図	（7）下水道排水施設維持管理承諾書
（4）出来形図	及び同意書

5. 確約

本書提出後、第三者からの異議申し立て等があった場合は、私の責任において解決します。

以上

(任意様式)

下水道排水施設維持管理承諾書

私の負担により布設した 番地の下水道排水施設の維持
管理を唐津市がされることにつき、下記の条件を承知のうえ認めます。

記

1. 下水道排水施設の工事完了後の管渠等の維持管理をする場合は、事前に連絡しなくても当該地に立ち入りできること。
2. 第三者に当該地を譲渡し、又は用益物権を設定する場合は、その第三者に対し、この承諾書に基づく事項を周知のうえ継承します。
3. 当該地に下水道排水施設の維持管理上、支障となる工作物を設置しないこと。
4. 当該下水道排水施設の廃止又は布設替えを必要とするにいたった場合は、事前に市長の承認を得るとともに、それに要する費用は自己の負担とすること。

年 月 日

唐津市長 様

承諾者

住 所

氏 名

年 月 日

唐津市長 様

住所

氏名

寄付採納願

このことについて、下記の物件について採納頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1 物件の所在地
- 2 採納物件の概要
- 3 布設年度
- 4 布設工事費
- 5 添付図面

第2号様式(第4条、第5条関係)

寄附物件寄附申出書

年 月 日

唐津市長 様

申出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

次のとおり寄附いたします。

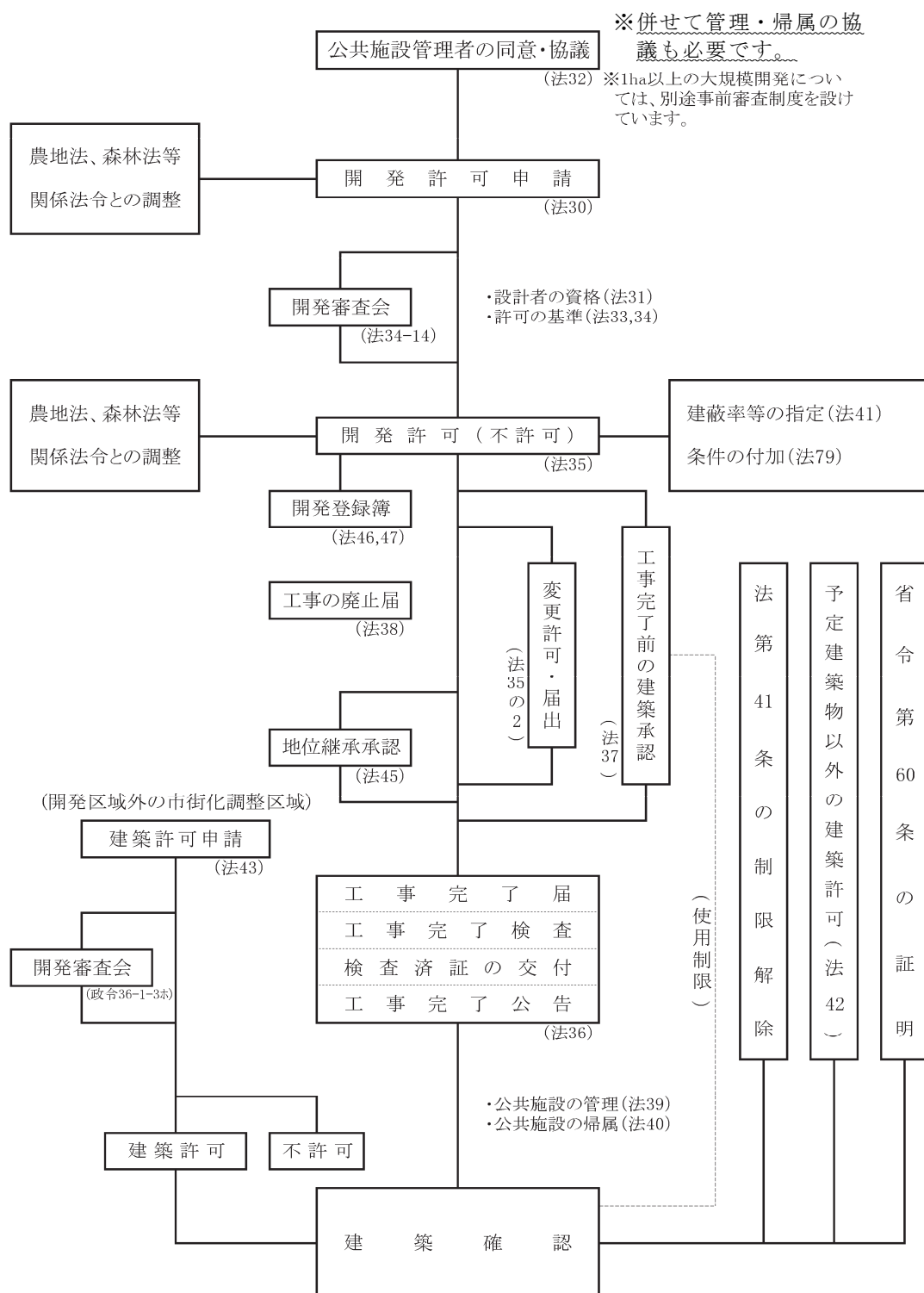
1 寄附物件

物件名	規格	数量	価格 (相当額)	備考

2 寄附の目的

5. 參考資料

◎ 開発許可の手続き（佐賀県令和6年7月）



※「法」は都市計画法、「政令」は都市計画法施行令、「省令」は都市計画法施行規則、「運用指針」は開発許可制度運用指針をそれぞれ示す。

都市計画法(抜粋)

(公共施設の管理者の同意等)

第 3 2 条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第 3 9 条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第 3 6 条第 3 項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第 3 2 条第 2 項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第 4 0 条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第 3 6 条第 3 項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属する

ものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

- 2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第36条第3項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（以下単に「第1号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

唐津市寄附受入事務取扱要綱

平成20年2月15日

告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市に対する寄附の受入事務を公正かつ適正に執行するため、その取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の種類)

第2条 寄附の種類は、現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下「寄附金」という。）及び現金以外の物件（以下「寄附物件」という。）とする。

(寄附受入留意事項)

第3条 寄附の受入をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 行政の中立性、公平性が確保できること。
- (2) 寄附物件のうち、展示、植栽その他の設置するための条件整備が必要なものについては、その場所が確保できること。
- (3) 寄附物件の維持管理費に相当な経費を要するものについては、予算面についても配慮すること。
- (4) 係争の原因となるおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他の制約がないこと。

2 前項に規定するもののほか、寄附に条件が付されているときは、その内容について十分確認しなければならない。

(寄附の申出)

第4条 市に対し寄附をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、寄附金寄附申出書（第1号様式）又は寄附物件寄附申出書（第2号様式）を提出するものとする。

2 他の文書により提出され、寄附金寄附申出書又は寄附物件寄附申出書に換えることが困難な場合は、提出された文書をもって寄附金寄附申出書又は寄附物件寄附申出書とみなすことができる。この場合において、当該文書に可否の決定に必

要な事項の記載がないときは聞き取り等の方法により調査を行うものとする。

(匿名寄附の取扱い)

第5条 寄附者を特定することができない寄附金及び寄附物件の取扱いは、当該金品が寄附であることを確認した所属長において寄附金寄附申出書又は寄附物件寄附申出書を作成し、余白にその経過を明示しなければならない。この場合において、寄附金寄附申出書又は寄附物件寄附申出書の申出者欄は、不明又は匿名と記入し、余白に取扱者として所属長の職名及び氏名を記入するものとする。

(令5告示271・追加)

(受入事務の所管)

第6条 寄附の受入事務に係る所管の課の長（以下「所管課長」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 寄附申出者から寄附の使途について希望がある場合は、当該使途に関する事務の担当課等の長とする。
- (2) 寄附申出者から寄附の使途について希望がない場合は、物品については契約検査課長とし、物品以外については財政課長とする。

(平21告示87・全改、令5告示271・旧第5条繰下、令7告示58・一部改正)

(受入可否の決定及び通知)

第7条 所管課長は、寄附申出があったときは、第3条及び唐津市公有財産規則（平成17年規則第52号）第14条の規定等を踏まえ、寄附の内容について必要な審査をしなければならない。

2 所管課長は、前項の規定により審査をした後、受入の可否について、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、所管課長は、次により関係部長の合議を受けなければならない。

- (1) 寄附金の場合は、財政課長を経て総合政策部長に合議
- (2) 寄附物件のうち土地及び建物の場合は、財産管理課長を経て総務部長に合議
- (3) 寄附物件のうち物品の場合は、契約検査課長を経て総務部長に合議

3 前項の規定により寄附を受入することを決定したときは、寄附受入決定通知書

(第3号様式)により、また、寄附を受入しないことを決定したときは、寄附辞退通知書(第4号様式)により、寄附申出者に通知するものとする。

(平21告示87・平22告示116・平25告示96・平27告示61・
令4告示90・一部改正、令5告示271・旧第6条繰下、令7告示58・
一部改正)

(庁議への付議)

第8条 所管課長は、前条第2項に規定する寄附受入の決定に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、庁議に付するものとする。

- (1) 当該寄附が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の規定による市議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与に該当すると認められるとき。
- (2) 前号の規定による寄附以外の場合であっても、その用途の指定、又はその他の条件が付されているとき。
- (3) その他重要、又は異例な寄附であって、当該寄附を受けることの是非について庁議に付する必要があると認められるとき。

(令5告示271・旧第7条繰下)

(寄附の受領)

第9条 所管課長は、寄附を受入たときは寄附金受領書(第5号様式)又は寄附物件受領書(第6号様式)により寄附申出者に通知するものとする。

(平20告示174・一部改正、令5告示271・旧第8条繰下)

(寄附物品の受入れ及び払出し)

第10条 寄附物品について、唐津市財務規則(平成17年規則第41号)第127条第1項の規定により取得の決定をし、及び同規則第129条第1項の規定により払出しを受けようとするときは、寄附物品受入通知書兼寄附物品払出通知書(第7号様式)により契約検査課長に通知しなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の通知を受けたときは、寄附物品を課長等(唐津市財務規則第2条第4号に規定する課長等をいう。)に交付し、寄附物品交付通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(平 2 7 告示 6 1 ・全改、令 5 告示 2 7 1 ・旧第 9 条繰下、令 7 告示 5 8 ・
一部改正)

(表彰状等)

第 1 1 条 市は、唐津市表彰状等贈呈要綱（平成 1 7 年告示第 1 5 号）第 5 条の規定により表彰を行うものとする。ただし、寄附申出者から表彰状及び感謝状による表彰を辞退する旨の意思表示があった場合は、同条第 4 項の規定にかかわらず賞品による表彰を行うことができる。

(平 2 6 告示 1 1 2 ・一部改正、令 5 告示 2 7 1 ・旧第 1 0 条繰下)

(適用除外)

第 1 2 条 この要綱は、次の各号に掲げるものについては適用しないものとする。

- (1) 国、県その他の公共団体又は公共的団体からの財産等の寄附又は贈与
- (2) 私道等の寄附
- (3) ふるさと寄附金

(平 2 8 告示 7 4 ・一部改正、令 5 告示 2 7 1 ・旧第 1 1 条繰下)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年告示第 1 7 4 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年告示第 8 7 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年告示第 1 1 6 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年告示第 9 6 号）

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年告示第 1 1 2 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に行われた寄附行為から適用する。

附 則（平成 2 7 年告示第 6 1 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 74 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 90 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 271 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 58 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。